

自動車登録申請における添付書類の取扱い関係 Q & A

問 1（趣旨）

今般、自動車登録申請における添付書類の有効期間を延長することとした趣旨は。

答 1 令和 3 年 1 月 7 日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、対象地域においては、外出自粛等の影響により、登録原因となる自動車の取得や譲渡を本来予定していた時期よりも後ろ倒しにせざるを得なくなった結果、事前に取得していた添付書類の有効期間が満了した、又は満了するケースが予想されます。

添付書類の有効期間が満了してしまうことによって、申請者は、当該添付書類を再取得するため、改めて発行官署に赴き発行手続きを行わなければならない、申請者、発行官署双方が負担を強いられることとなります。

このような状況に鑑み、申請者等の負担を軽減するため、添付書類の有効期間が延長してもなお有効なものとして取扱う措置を実施するものです。

問 2－1（車庫証明書の有効期間）

現在、令和 2 年 1 2 月 1 日に発行された車庫証明書がありますが、有効でしょうか。

答 2－1 有効です。車庫証明書については、令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 3 年 5 月 2 8 日までに発行されたものについて、令和 3 年 7 月 8 日までの間に窓口へ提出のあった場合に、有効なものとして取り扱うこととなります。

問 2－2（印鑑証明書の有効期間）

現在、令和 2 年 1 0 月 8 日に発行された印鑑証明書がありますが、有効でしょうか。

答 2－2 有効です。印鑑証明書については、令和 2 年 1 0 月 8 日から令和 3 年 4 月 7 日までに発行されたものについて、令和 3 年 7 月 8 日までの間に窓口へ提出のあった場合に、有効なものとして取り扱うこととなります。

問3 令和3年1月8日（以下、「基準日」とする。）を基準日とした理由は。

答3 新型コロナウイルス感染症対策本部より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、緊急事態措置として外出自粛を求めたことによります。

今回の措置によって救済の対象となる者は、1月8日からの緊急事態宣言適用日以降、新型コロナウイルス感染防止のため、登録原因行為を控え、不要不急の申請を回避される方等を想定しています。その回避期間中に有効期間切れとなった添付書類について、申請者負担を減らすよう救済するには、基準日を緊急事態宣言適用日とする必要があります。

問4 基準日における対象地域は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）ですが、対象地域を全国一律とした理由は。

答4 緊急事態宣言は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象としていますが、自動車の流通においては全国の都道府県の県境を越えての申請が多いことに鑑み、対象地域は全国一律としております。

問5 基準日時点において有効な書面にかぎり認めていますが、各書面の始期にあたる日付以前の発行日の書面は、有効になりえないのでしょうか。

答5 本取扱いによる特別な措置を講ずるにあたっては、始期にあたる日付以前は措置の対象外としており、基準日以前であれば申請が可能であったと考えておりますので、ご理解願います。

問6 終期日について、その日付とした理由は。

答6 特定非常災害特措法に伴い政令が発出された場合、特定権利利益に係る満了日を最大6か月延長する措置をとることができると定められているため、これを参考にしております。

問 7 緊急事態宣言が解除されても、延長措置は継続されるのでしょうか。

答 7 今回の取扱いの主旨は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた社会経済活動の停滞に伴い、登録原因が遅れる中で、事前に取得していた添付書類の有効期間が満了してしまう事態への対応を想定しております。このため、今後、緊急事態宣言が解除されていくとしても、原則として、本取扱いのとおり実施していくことを想定しています。ただし、今後の具体的な状況の推移によっては、必ずしも、この限りとはならない点については、ご留意願います。

問 8 所有者変更記録申請に添付する新所有者の住民票も延長措置の対象になるのでしょうか。

答 8 対象となります。

問 9 自動車保有関係手続きのワンストップサービスを利用して申請する際に書面で提出する添付書類について延長措置の対象になるのでしょうか。

答 9 令和3年1月8日から令和3年7月8日までの間に受付審査のため書類の提出があった申請について対象となります。

問 10 有効期間の記載のある委任状も延長措置の対象になるのでしょうか。

答 10 対象外となります。有効期間の記載のある委任状については、その有効期間を含めて、委任者の方・受任者の方の間で、その具体的な事情に鑑み個別に合意されたものですので、当事者の方の合意によらずに、これを変更することはいたしません。

問 11 変更登録における所有者の氏名変更等の挙証資料である戸籍謄本の有効期間は延長措置の対象になるのでしょうか。

答 11 対象となります。

問 1 2 希望番号予約済証の有効期間は延長措置の対象になるのでしょうか。

答 1 2 希望番号予約済証の有効期間については、ユーザーが希望ナンバーを予約する際に、ナンバープレートが入手できる期限を示しているものであり、今回の有効期間の延長措置の対象にはなりません。